
おかざき地産地消セレクション

認定（加工食品・飲食店）募集のお知らせ

2011年9月

岡崎商工会議所

おかざき地産地消セレクションとは・・・

地産地消は、輸送のために消費されるエネルギーを少なくし、排出される二酸化炭素を大幅に削減するばかりでなく、目に見える場所での製造により、食の安全性、健康の推進、地域文化の育成など様々な効果が期待されます。そういった地産地消をより推し進めるために、三河地域の農産物を基に作られた食品、或いは、地域の農産物を積極的に取り入れている飲食店を認定し、広く市民に知ってもらうための制度です。認定された商品・飲食店は、HP に掲載されるほか、認定マークの使用が許されます。皆様のご応募と、地産地消にむけた益々の取り組みを期待申し上げます。

岡崎商工会議所

(1) 認定基準

認定の対象は《加工食品》《飲食店》の2つに区分されます。それぞれに認定基準が違いますのでご注意ください。

《加工食品》認定



- 1) 食品に使われた原材料の総重量に対し、三河地域で作られた原材料の含有率が30%以上であること。
- 2) 含有率を証明できる証拠(仕入伝票等)のコピーを添付する。(但し、更新の方は不要)
- 3) 岡崎市内の事業主であること。
- 4) 特に三河地域の原材料比率が80%以上の場合は特別認定とする。

《飲食店》認定



- 1) 提供している料理の中に、常に地元農産物を使用している料理があること。
- 2) 地元農産物を積極的に使用していることを、店舗紹介或いはメニュー等に記して顧客に明示していること。(新規申請の方は、コピー・写真等添付、更新の方は不要)
- 3) 岡崎市内の事業主であること
- 4) “地産地消”のよさを理解し、それを推進することを宣言していること。

ご提出頂いた商品や店舗について、内容の確認に出向くこともあります。

(2) 申込方法・認定料

- ・《加工食品》用、或いは、《飲食店》用の申込用紙にご記入の上、必要資料を添付して、下記の締切日までに岡崎商工会議所に郵送または持参、FAXにてお申し込みください。
- ・《加工食品》新規登録の場合のみ、商品サンプル1点をご送付或いはご持参いただきます。(過年度認定を受けている商品は、その内容等に変更がある場合のみサンプルのご提出をお願いします)
- ・《加工食品》で、該当する商品が複数ある場合は、商品ごとに申請いただきますようお願いいたします。なお、お手数ですが、2枚目以降の申込用紙はコピーしてご使用ください。

締め切り 平成 23 年 10 月 21 日(金)

認定された商品については、プレス発表とともに年内を目途に結果をご連絡いたします。

- ・認定料は無料です。

(3) 認定の有効期間/マークの使用/ホームページへの掲載

- ・認定の有効期間は2012年の1年間。
(過年度認定を受けている方で、今年度も認定を希望される方は再認定が必要ですので、申込用紙をご提出ください。)
- ・認定された商品或いは飲食店は、“おかざき地産地消セレクション”の認定書が交付され、マークの使用が許されます。
- ・マークを商品や広告等に印刷される場合は、画像データをお渡ししますので、利用基準を満たす範囲でご利用ください。
(今回、シールの配布はありません。)
- ・認定商品・飲食店は岡崎商工会議所の地産地消ホームページに掲載されます。

URL <http://www.okazakicci.or.jp/chisan/index.html>

問合わせ・お申込先

岡崎商工会議所

「おかざき地産地消セレクション」事務局

〒444-8611 岡崎市竜美南 1 丁目 2 番地

Tel. 0564-53-6190 Fax. 0564-53-0101

担当：市川 / 林